

おおさかかていさいばんしょ  
大阪家庭裁判所  
さいばんかんのど  
裁判官 殿

ちん じゅつ しょ  
陳 述 書

ゆうびんきょく  
郵便局などが、わたしあての手紙やはがきなどを、なが  
とも6箇月の間、成年後見人（ ）に配達するこ  
とについて

- りょうかい  
了解します。
- はんたい  
反対します。（理由など）
- [ ]
- とく いけん  
特に意見はありません。
- かていさいばんしょ いちにん  
家庭裁判所に一任します。
- た  
その他
- [ ]

令和 年 月 日

せいねんひこうけんにん  
成年被後見人 \_\_\_\_\_ 印

(代筆者氏名 \_\_\_\_\_ 印)